

## 令和6年度 横浜市つたのは学園 事業計画

横浜市つたのは学園は、平成31年度より横浜市指定管理者として第1期に続く第2期（10年間）の指定を受け、令和6年度は折り返しのスタートとなる重要な年となります。これまで積み重ねてきた実績、運営のノウハウを改めて振り返り、次期受託に向けて取り組んでいく必要があります。

利用者支援（定員50名、令和6年2月1日現在登録者数：同）においては、横浜市の指定管理施設として地域で生活する障害者のニーズに引き続き積極的に応えて行くとともに、家族状況についても視野に入れながら支援に努めていきます。

押しなべて支援ニーズが高く（支援区分平均5.3）、また年齢的な幅も広い利用者、適切な支援が提供できるよう職員体制の整備並びに育成に一層力を入れる必要があります。

また、指定管理という制約下ではありますが、15年に渡る運営実績にかんがみ、法人内の重要な拠点という位置づけのもと、長期的な管理運営体制の構築を視野に入れる時期を迎えています。

以上のことを念頭に置きながら、法人内他事業所や法人事務局との連携のもとに、引き続き円滑な運営に努めていきます。

### 1. 重点目標について

#### (1) 「豊かな未来を見据えた支援」の取組み

利用者が20歳から74歳という幅のある年齢の中、令和4年度に策定した「豊かな未来を見据えた支援」の方針のもと、年齢や個々の利用者の特性に合わせたプログラムを提供する。また、充実した日中活動を過ごせるよう利用者が主体となる支援を提供していく。

#### (2) 職員体制の整備と育成強化の取組み

中長期的な運営体制を念頭に置き、バランスの取れた職員体制の構築を目指して行く。支援会議（支援員全体会）、班会議及び各種委員会が適切に連携・情報共有し、利用者一人ひとりの可能性発揮をエンパワーする支援に取り組む。また、そうした場が効果的なOJTの場となるような組織運営に努める。

#### (3) 長期的な運営を視野に入れた事業展開と管理体制構築の取組み

令和6年度は第2期指定管理の折り返しの年であり、第3期受託を視野に入れた管理運営体制の構築が課題である。これまで必要に迫られての人事が行われてきたが、法人として長期的な観点に立った方策を講じてきたとは言い難い。そうした中にありつつも、これまで努力を積み重ねてきた実績を踏まえつつ、第3期受託に向けた運営体制の整備について法人と連携しながら取り組んでいくこととする。

### 2. 管理面について

#### (1) 施設管理

- ① 開設（昭和57年4月）以来42年目を迎え、事業内容の充実や増えていく

修繕費等について限られた予算の中で効果的な予算執行を目指すとともに、障害特性を踏まえ利用者が活動しやすいような環境整備を行う。

- ② 横浜市長津田地区センターとの複合施設であることから、施設全体で行われる改修工事等については横浜市、地区センターと連携をとりながら行っていく。また、横浜市が行う補修工事等についても連絡調整を行い円滑に実施できるようにする。

## (2) 職員体制

- ① 現状として、一定のキャリアを有する職員が相当数在籍し、かつ、指定管理施設にふさわしい支援を提供していくことについての意識が共有されている。職員のモチベーションを維持しつつ支援スキルの更なる向上を目指す。
- ② 支援員については、20代男性が半数を占める登録利用者の状況、体制配置加算や長期的な職員体制のあり方等を踏まえ、法人内異動等も含めバランスの取れた職員構成を目指す。
- ③ 人材確保については、以上の観点から、必要とする人材のニーズを見極めながら取り組むこととする。
- ④ 指定管理施設の特性上、管理部門は横浜市との間で様々な指示・調整等の対応が求められる。総務担当者の負担が過度にならないよう、必要に応じ法人事務局と連携し円滑な業務処理に努める。

## (3) 医務

利用者の健康管理、機能維持については、引き続き嘱託医（みどりの家診療所・三宅捷太医師）、訪問PT等の協力を得て、医療カリキュラムの遂行と専門的な医療対応やリハビリテーションの支援の継続を行う。また、月1回の定期的な健康相談の実施と医療機関の紹介や必要があれば通院同行も行っていく。

## (4) 各種委員会、会議等

- ① 委員会関係についてはコロナ禍の間、十分な活動ができなかったものも多く、また職員の入替わりもあることから再起動が必要な状況にある。適宜活動内容の見直しも含め、議論を活性化しながら運営していくこととする。
- ② 定期的に会議を開催することにより、意見交換を行い各職員の意識向上と積極的な活動につなげる。特に班会議及びケース検討会議を定期的に行う。また、個々の職員が外部の各関係機関と連絡を取りマネジメントできる力をつけていく。

## (5) 教育実習生の受入れ

教育実習生（社会福祉士を含む）に対しては実習目標が達成できるように指導するとともに、より障害、障害福祉への理解と関心が持てる実習プログラムとしていく。

## 3. 支援面について

### (1) 支援方針について

- ① 「豊かな未来を見据えた支援」の方針のもと、利用者の全体像を把握し、本人や家族の想いに沿った個別支援計画を作成すると共に、利用者主体としたス

トレーニングの見方を取り入れる。また、利用者にわかりやすい提示と説明を心がける。

- ② 「利用者支援マニュアル」について、全支援員が利用者に対して統一した支援ができるように状況に合わせて常に見直しを行っていく。
- ③ 利用者の細かな気付きを大切に、状況の把握を行い個々の持っている力が発揮できるよう支援を行う。

(2) 余暇活動支援について

- ① 旅行等の余暇活動の充実を図る。旅行の形態については利用者のニーズに合わせて実施内容を決定する。
- ② その他の余暇活動については、意思決定支援を重視して、今後の利用者の生活がより豊になるような視点で行う。

(3) 利用者の権利擁護・虐待防止について

- ① 権利擁護・虐待防止・身体拘束等廃止・適正化委員会を定期開催し、チェックリスト実施・振り返り・研修計画策定等を行い、職員全体の意識並びに支援スキルの向上に努める。
- ② 当施設の実情に適合した虐待防止マニュアルを作成する。
- ③ 現在、必要時に身体拘束を実施する利用者がいることから、実施状況について定期的に検証を行う。
- ④ Yネットオンブズパーソンとの意見交換を実施する。

(4) 専門機関等との連携について

横浜市発達障害者支援センターや理学療法士等の専門機関と連携を取りながら、個々の利用者にあった自立課題や機能維持のプログラムの提供を行う。

(5) 送迎について

- ① 公用車の維持管理について委託業者（(株)セノン）と定期的に話し合い、スムーズな運行を確保する。
- ② 自宅送迎やコースの多さ等、送迎に関する職員の負担が小さくなく、また新規利用者受け入れの制約ともなっていることから、適正な対応能力に見合った送迎のあり方について検討していく。

(6) グループホームのバックアップについて

借恵シグナルグループホーム「壺番館」の入居者が安心、安定して継続的に生活できるように「シグナル事業所」と連携を取りながら支援を行う。職員が障害者の地域生活の意義や役割、新たな生活の場所を考える機会としていく。

(7) 日中一時支援事業について

ニーズが増えてきている状況にある（令和6年2月1日現在登録者29人）。職員体制を調整しつつ極力受け入れを行い在宅支援の一助とする。

#### 4. 人材育成

- ① 横浜市社会福祉協議会(ウィリング横浜)が実施する各種研修に年齢及び経験年数に応じ計画的に参加し、個々のキャリアに応じた知識を習得できるようにする。
- ② 緑区地域自立支援協議会の計画相談・地域ネットワーク、日中活動部会等に積

極的に参加し、他事業所や地域の情報を学んでいく。

- ③ 受講者は伝達研修を行い職員全体で共有する。
- ④ 強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修について継続的に受講申し込みを行う。
- ⑤ 横浜市発達障害者支援センター等専門家の勉強会を継続していく。生活介護における「重度障害者支援加算」の報酬をとれるように「支援計画シート」の作成を行っていく。
- ⑥ サービス管理責任者研修について、法人内の各事業所と調整し計画的に受講していく。

## 5. 計画相談支援事業について

- (1) 「相談支援事業所つたのは」は、自主事業として利用者の計画相談を担当し、充実した支援を行うため、法人内の「計画相談シグナル」と連携しながら質の高いサービス提供を目指す。
- (2) 関係区の地域自立支援協議会等に積極的に参加し、関係機関との連携を深め、情報収集及び顔の見える関係づくりを行う。

## 6. 家族会及び家族との関係について

- ① 家族会については令和6年3月をもって解散することとなった。今後については学園側の主導により、定期的に情報提供や意見交換を実施する場を設けていく。
- ② 嘱託医の協力や常勤看護師により、ご家族からの医療的相談に積極的に対応していく。
- ③ ご家族も高齢になり、体調不良等で送迎が出来ずにお休みする方が増えており、家庭訪問、個別相談を通し、家族との連携を強化する。

## 7. 地域との交流及び公益的な取組みについて

- ① 長津田小学校、長津田地区センターとの3施設合同のイベントは、長津田小学校の増築工事が終了し、再開の方向で検討中である（11月9日(土)実施予定）。
- ② 長津田地区センターとは月例で定期協議を行うとともに、共催事業を引き続き実施する。
- ③ 緑区社会福祉協議会福祉施設等分科会に参画し、地域との連携を深めると共に「災害時の回覧板を利用した取り組み」に継続して参加し、情報交換を行いながら災害時の協力体制を深める。
- ④ 地域交流委員会を中心に地域町内会の活動、「みどりハートフルマーケット」（緑区役所での販売）、「あすなる会」（田奈中学校福祉活動）等へ積極的に参加し、交流・啓発を図っていく。
- ⑤ ボランティアの積極的な受け入れを図る。
- ⑥ 地域で活動する団体に施設の一部（ホール・園庭）を土・日開放する。
- ⑦ 福祉避難所の指定を受け、緑区と連携し所定の訓練を実施する。

## 8. その他

- ① ホームページ・ブログの更新を随時行いながら、活動の様子などを外部に紹介する。
- ② 広報誌発行（年2回）により地域への情報発信を行い、障害理解やノーマライゼーションについての理解を深める。